

令和6年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	こども計画策定会議運営事業			整理番号	— —
				担当課係	児童福祉課
事業予算費目	款	3	民生費	記入者職・氏名	
	項	3	児童福祉費	内線等	162
	目	1	児童福祉総務費	事業区分	臨時事業
	大事業	13	こども計画策定会議運営事業	事業期間	令和6年～7年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	こども基本法				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

こども基本法（令和4年法律第77号）第10条において、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勧案し、当該市町村におけるこども計画を定めるよう努めるものとされている。

こども大綱の内容として、こども基本法第9条第3項において、・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならないとされており、こども大綱を勧案して作成する「自治体こども計画」にも、これらに相当する内容が含まれるものとされている。

また、既存の各法令に基づく計画（子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法に基づく計画）と一体のものとして作成できるとされており、令和6年、令和7年の2か年で策定するものである。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	1. 自治体こども計画策定に向けた調査等（R6年度） こども大綱を勧案した内容となる調査、調査結果に基づき、分析及び支援ニーズの把握など 2. 調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定（R7年度）
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか）
	（R6年度）アンケート報告書作成 （R7年度）計画書作成

■総合計画(前期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(後期基本計画)上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画(後期基本計画)上の位置付け	基本目標	1. 子育てしやすいまちづくり
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	① ひとりひとりが輝けるまちづくり
			中項目	1-1 児童福祉・子育て支援の充実
			小項目	子育て支援・環境の充実
(理由) 「こども基本法」に基づき、国が定める「こども大綱」、「都道府県こども計画」を勧案して、市町村におけるこども施策についての計画の策定に努めるものとされている。当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるものであるため、本事業は総合計画との整合性は図られていると考えている。				

■他の自治体の類似する政策との比較検討

市町村こども計画は努力義務とされており、こども大綱を勧案して作成することになっているため、こども大綱の策定以降に作られることが想定されている。（R5年12月22日に閣議決定）

子ども・子育て支援事業計画などの他の計画との関連を踏まえた具体的な策定スケジュールについては、地域の実情に応じて、各自治体で判断するものとされている。

（徳島県：R6年計画策定予定、県内他市町村の状況：阿波市（R5アンケート調査・回収、R6分析、子ども子育て支援事業計画第3期に盛り込んでいく予定）三好市（R6子ども子育て支援事業計画第3期とこども計画を含め、ニーズ調査と計画策定を予定している））

■市民参加の実施の有無とその内容 (有・無) ○を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか)
	「こども」18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としている。
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか)
	こども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待されている。 令和6年度中にこども家庭センターを開設し、こどもの育ち全般に関わる本計画の策定を行う。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)
	市町村こども計画策定は努力義務とされており、取り組むべき事業となる。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後どのように変化していくか)
	少子化、核家族化、価値観の多様化などの社会的背景の変化により、こどもの虐待や貧困、不登校など増加傾向にある。そのため、複雑化する問題に対し、包括的にこどもを支える取り組みが必要となる。 市町村こども計画策定は努力義務とされており、取り組むべき事業となる。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	1,989	1,989	0			
		地 方 債	0					
		その他(利用者負担等)	0					
		一 般 財 源	6,155	2,156	3,999			
	A 直接事業費(千円)	8,144	4,145	3,999	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	1.00 人	0.50 人	0.50 人	人	人	人
		職 員 人 件 費 ①	7,006	3,503	3,503			
		臨 時・嘱 託 職 員 数	0.00 人	人	人	人	人	人
		臨 時・嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②	0					
	B 人件費計(千円)①+②	7,006	3,503	3,503	0	0	0	
A + B	15,150	7,648	7,502	0	0	0		
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> a ない	理由	市町村こども計画策定は努力義務とされており、市のこども施策についての計画である。				
	② 類似事業との整理統合はできないか?	<input checked="" type="radio"/> できない <input type="radio"/> a できる		既存の各法令(子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法)に基づく計画と一体のものとして作成することができるものであるが、子ども・子育て支援事業計画は、令和6年度に終期となるため両計画の策定期間に1年の差が生じるため、分けて作業するものである。				
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ない <input type="radio"/> a ある		本事業は計画策定を行うものである。計画策定により、子ども・子育て支援を向上させられる計画となるよう取り組む。				
◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性	①							
	②							
	③							
所属長による総合的なコメント								
「こども基本法」により国において策定される「こども大綱」はこども施策を総合的に推進するもので、少子化社会、子ども・若者育成支援及び子どもの貧困への対策が一元化される。自治体においては、今後国から示される支援事業などについて本計画を策定し、地域に応じた施策の実施が必要となる。								